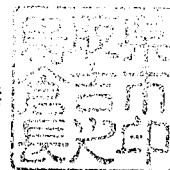


倉吉市告示第137号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等と認めた次の建築物について、当該特定空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり措置をとることを命じたので、同条第11項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

倉吉市長 広田 一恭



1 建築物の所在地等

- (1) 所 在 鳥取県倉吉市堺町2丁目239番地18、239番地19
- (2) 家屋番号 239番18の1、239番18の2
- (3) 種 類 店舗・居宅
- (4) 建物構造 木造2階建て
- (5) 床面積 176.08㎡（建物登記情報）

2 特定空家等に対する必要な措置

所有者等は、1の建築物を3の期限までに除却するよう命ずる。

なお、同日までに除却を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委託した者（以下「市長等」という。）が、当該建築物を除却する。

3 措置の期限

令和4年10月26日

4 動産等の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、5の問合せ先へ通知すること。

5 問合せ先

倉吉市建設部建築住宅課

電 話 0858-22-8175

ファクシミリ 0858-22-8140